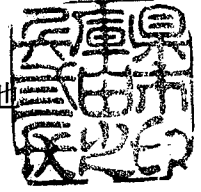


三人第109号の2
令和7年3月13日

三田市職員労働組合

執行委員長 池 本 能 身 様

三田市長 田村 克也



2025春闘ブロック統一要求書に対する回答について

令和7年3月7日付三市職労第137号による標記の件について、指定のあった項目について、下記のとおり回答します。

記

1 賃金引き上げに関すること

- (1) 賃金水準について、国の給与構造改革前に回復することを基本とし、民間春闘の要求実態を踏まえ、5%以上の賃上げとすること。

【回答】

給与の決定については、これまでから人事院勧告を尊重して改定を行っており、今後においてもその考え方に基づいて実施に努めていく。

- (11) 定年までの勤労意欲を損なわないようにするため、50歳台後半層職員の昇給抑制と昇格制度の見直しを行わず、高年齢層における昇給・昇格制度の改善をはかること。また、定年までの昇給が可能となるよう号給を延長すること。

【回答】

法令等に基づいて、適切に適用する。

2 労働時間短縮等（働き方改革関連）に関すること

- (2) 時間外勤務縮減にむけ、安全衛生委員会の活用も含め労使で勤務時間・働き方などを協議できる場を設置し、実効ある施策を行うこと。

【回答】

従来から安全衛生委員会では長時間勤務者の状況把握を行っているほか、働き方改革の取り組みを通じて時間外勤務削減の取り組みを継続的に行っている。さらに、時差出勤や振替休暇、在宅勤務などより柔軟な働き方を推進することで時間外勤務の縮減につなげていく。

- (3) 年次有給休暇の計画的取得促進施策を進めるとともに、年次有給休暇付与義務に関する労働基準法の改正及び法改正を受けて改正された人事院通知(2018年12月7日/職職-252)を最低基準として、5日間以上の年次有給休暇の取得について適切に対応すること。また、年休の取得拡大にむけた措置を講ずること。初年度の再任用者については労基法第39条を適用すること。

【回答】

年次有給休暇については、ゴールデンウィークや夏季休暇、年末年始休暇に合わせて連続休暇となるよう取得することを推奨するなどの取組みを継続的に行っている。今後も年次有給休暇の取得拡大に向けて取り組む。

(5) 時間外労働の上限規制を定める条例・規則については、労働基準法および人事院規則が定める原則（1月45時間・1年360時間）を上限として、適正に運用すること。

① 部署ごとの時間外労働・年休の取得状況を明らかにし、必要に応じて業務量や任務分担、人員配置の見直しを行うこと。

【回答】

時間外勤務・年休取得状況について実態の把握に努め、その時点及び将来の業務量等を勘案しながら適切に対応していく。

3 定年引上げと再任用等に関すること

(1) 65歳への定年引上げが完成する2032年度までについて、職員の中・長期的な年齢階層ごとの人員構成について、職種ごとにシミュレーションを行いデータを示すこと。また、組織の新陳代謝を確保するため、条例定数の見直しや柔軟な運用により計画的な新規採用を確保することとし採用計画を明らかにし協議すること。

【回答】

職員の採用については、職員の年齢構成を踏まえ、長期的に持続可能で安定した組織運営が行える体制を構築することを目的とした定員適正化計画に基づき適切に対応していく。

4 人員確保に関すること

(1) 「財政難」等を口実とした安易な人員削減を行わず、退職者の欠員補充については正規職員を採用すること。

【回答】

欠員や退職等に伴う人員配置については、その時点及び将来の業務量等を勘案しながら、業務量に見合った適切な対応を行っていく。

5 人事評価制度等に関すること

(1) 人事評価制度の導入については、十分な労使交渉・合意を前提とすること。また、導入後においても「評価・調整・確認」など、すべてにおいて組合が関与し、定期的な検証・見直しを行うなど、十分な運用状況のチェック体制を確立すること。

【回答】

人事評価制度の客観性・透明性を高め、職員の人材育成につながるよう今後も適切に運用していく。

6 権利・労働条件の基本に関すること

(3) 事前協議協定を締結し、事務・事業の縮小や廃止、委託化等の変更や組合役員の配置転換等については、変更可能時点で労使協議を行うこと。

【回答】

事務・事業の縮小や廃止、委託化等については、それらにより職員の勤務労働条件に変更が生じることについて事前協議を行う。

- (17) 管理職等の範囲拡大については、事前に組合と協議すること。また、公平委員会については、労働委員会と同様三者（公益・使用者・労働者）代表の構成とすること。

【回答】

管理職員等の範囲については、職員団体の自主性の確保の観点から慎重かつ適切に対応していく。また、公平委員会委員の選任については、引き続き法令に基づいて適切に行っていく。

7 会計年度任用職員等の雇用安定と賃金・労働条件の改善について

(1) 任用について

- ① 本来正規職員が行うべき業務については、正規職員を配置することとし、その際、現に業務を担う会計年度任用職員の正規職員への移行を行うこと。

【回答】

会計年度任用職員の任用にあたっては、選考採用（面接、書類選考等）とすることとし、再度の任用については、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて適切に行っていく。

10 民主的な地方自治確立に関することについて

- (1) 「財政危機」の原因と責任を明らかにし、行政サービス切り捨て政策をやめ、住民福祉の拡充と生活基盤整備をめざすこと。

【回答】

三田市行財政構造改革方針に基づき、今後の行政運営を進めながら、引き続き、市民福祉の充実と生活基盤の整備等行政サービスの向上に努めていく。

13 文書協定、労働協約について

上記1～12の項目を含め、労使交渉等で合意した内容については、文書協定又は労働協約として締結すること。

【回答】

これまでの回答どおり、団体交渉により労使で合意した事項については文書により確認する。